

民営職業紹介

ひ

と

2024.10
No.

193

秋号



効果的な募集情報等提供事業の活用

令和6年版 労働経済の分析が公表されました

令和5年度 労働局による職業紹介事業等指導監督状況

令和6年度 最低賃金が改定されます

令和6年度 第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました

～インターネット等を活用した求職者獲得について

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会



Contents

- 3 効果的な募集情報等提供事業の活用
- 9 「令和6年版労働経済の分析」が公表されました
- 12 令和5年度労働局による職業紹介事業等指導監督状況
- 14 令和6年度地域別最低賃金が改定されます
- 15 令和6年度厚生労働省委託事業
「外国人材の職業紹介事業ガイダンスを実施します」
- 16 令和6年度厚生労働省委託事業「キャリアコンサルティングの実態調査
へのご協力をお願い」／厚生労働省「手数料に関する情報提供事項の追加
(職業安定法施行規則の改正要綱)」などを需給制度部会に諮問
- 17 令和6年度第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました
- 19 第28回職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました
- 20 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 22 職業紹介士ネットワーク ～イオンディライトアカデミー株式会社～
- 23 新規入会事業所紹介
- 24 令和6年度下期職業紹介事業実践セミナーのお知らせ
- 25 民紹協ニュース／編集後記
- 26 職業紹介責任者講習日程
- 27 雇用失業動向／広告

※表紙写真は、「第3回ひととしごと写真募集」佳作 磯部すみ子氏撮影の作品です。

「ベストタイミング」: 早朝親子で大根干しをしていました。二人の息が合ったタイミングで次々と干されてトラックの大根があっという間に(ちょっとオーバーかな?)大根のやぐらになりました。冬の宮崎田野町の風物詩です。

2 職業紹介事業

まず、私たちの職業紹介事業の定義と特長を以下にみてみましょう。

定義: 求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立をあっせんする。

事業内容: 求職者及び求人企業の希望やニーズを踏まえ、適合する相手をマッチングする。

その際、候補者の絞り込みや、面接日程等の調整も行う。

求人企業から成功報酬(紹介手数料)を徴収する。

求職者の利点: 手間をかけずに自分にあった求人を探せる。

紹介従事者からキャリアや選考に関するアドバイスをもらえる。

最終的な意思決定や入社後に向けてのアドバイスをもらえる。

求人者の利点: 採用業務の省力化ができ、求職者選考に専念できる。

自社にあった入社確度の高い求職者が確保できる。

選考中や内定後に求職者のモチベーション向上のサポートを得られる。

紹介所の利点: 求職者をよく理解した上でふさわしい仕事を紹介できる。

求人企業をよく理解した上で相性もみて求職者を紹介できる。



3 募集情報等提供事業の事業形態

では、求職者・求人者の利点(メリット)にも注目しながら、募集情報等提供事業の事業類型を厚生労働省の募集情報等提供事業の4類型に そって見てみましょう。(サービス数は令和5年6月1日現在で、特定募集情報等提供事業者が報告したもの(注))

(注)厚生労働省「特定募集情報等提供事業の令和5年6月1日現在の状況等(速報)令和6年3月27日」

(1)「求人メディア」(1号事業者 報告数:1,360サービス)

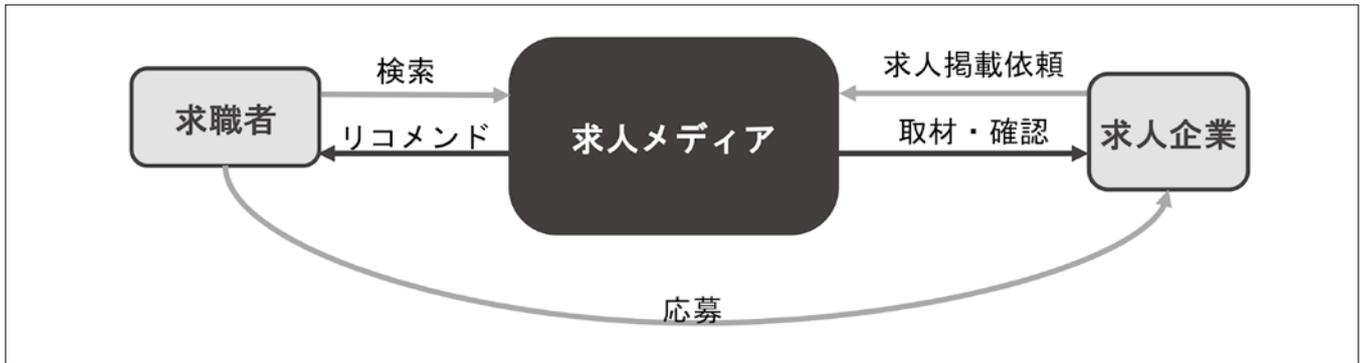
定義: 労働者の募集を行う者等の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者にならうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供する事業。

事業例としては、求人メディア、求人情報誌、ビジネスSNSが該当します。

事業内容: 求人企業の依頼を受け、求人情報の作成や掲載を行う。

検索結果の並び替えやリコメンドを行う場合もある。

- 求職者の利点:** 労力をかけずに自分に合った求人をみつけられる。
 キャリアに関する自分にあった情報を得ることができる。
- 求人者の利点:** 転職潜在層を含め求職者に効率的にアプローチできる。
 自社の求人が多くの求職者の目に触れる機会が得られる。



〈参考〉課金体系

①掲載課金型

一定期間で求人情報を掲載することに対し、費用がかかるシステム。
 何件の応募でも、何人と面接や採用を出しても掲載料金は変わらない。

| | |
|---------|-------------------------|
| 主なメリット | 複数採用の場合は、1名当たりの費用は割安になる |
| 主なデメリット | 採用がなくても費用がかかる |
| 最適な活用方法 | 複数名の募集時 |

②成果課金型

成果に応じて支払う料金体系。
 成果課金型は、応募課金型と採用課金型に分かれる。
 応募数が少ない場合、採用まで長期化する可能性がある。

●応募課金型

応募課金型は、応募者1名に対し何円という料金体系。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 主なメリット | 複数採用の場合は、1名当たりの費用は掲載課金型より安くなる可能性あり |
| 主なデメリット | 応募があれば課金のため、採用がなくても費用がかかる |
| 最適な活用方法 | 複数名の募集時 |

●採用課金型

採用課金型は、掲載は無料だが、採用者1名に対し何円という料金体系。料金が1名何円というパターンと年俸の何%というパターンがある。

| | |
|---------|-----------------------|
| 主なメリット | 採用するまでの費用がかからない |
| 主なデメリット | 複数名採用すると割高になる |
| 最適な活用方法 | 業務に特化した職種の募集時(歯科衛生士等) |

(2)「アグリゲーター(クロール型求人メディア)」(2号事業者 報告数:125サービス)

定義:労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等(労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。)に提供する事業。

事業内容:求人企業や職業紹介事業者、求人メディアがインターネット上に公開する求人情報を収集・クロールして求職者に提供する。

求職者の利点:複数の媒体の求人情報をまとめて検索・閲覧できる。

検索の結果、求職者にとって価値の高い求人から表示される。

求人者の利点:自社で対応せずとも自動で求人が掲載され、多くの求職者の目に触れる。

リスティング広告を活用し、求職者への露出度を増やせる。



〈参考〉Indeed(インディード)の活用方法とは

Indeedは、求人情報に特化した検索エンジンです。

利用に関しては、**【無料掲載】**と**【有料掲載】**があります。

【無料掲載】は、求人サイトや企業の採用ページなどをクロールして、一定の基準(Indeedの掲載条件)を満たすページはピックアップされてIndeedに掲載されます。(編集者注:紹介所の求人は掲載基準を満たさず掲載されない場合があります。)クロール以外に、料金がかからず直接投稿する方法もあります。

【有料掲載】は、有料オプションを使えば表示されやすくなるので、より求職者の閲覧が期待できます。

有料掲載の料金形態はクリック課金型で、求職者がページをクリックしたときに、初めて料金が発生する仕組みです。クリック単価は入札形式で決まり、需要や競合状況によって変わります。

「インディードの使い方」については、次を参照ください。

参照:求人情報の掲載料金がかからないIndeed(インディード)とは

- リンク先:<https://jp.indeed.com/%E6%B1%82%E4%BA%BA%E5%BA%83%E5%91%8A/c/info/how-indeed-works-for-free>



(3)「人材データベース」(3号事業者 報告数:590サービス)

定義:労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供する事業。

事業例としては、人材データベース、ビジネスSNSがあります。

事業内容:求職者の情報を、求人企業や職業紹介事業者に対して提供する。

求人企業が求職者情報を検索して、求職者にスカウトメールを送付する。

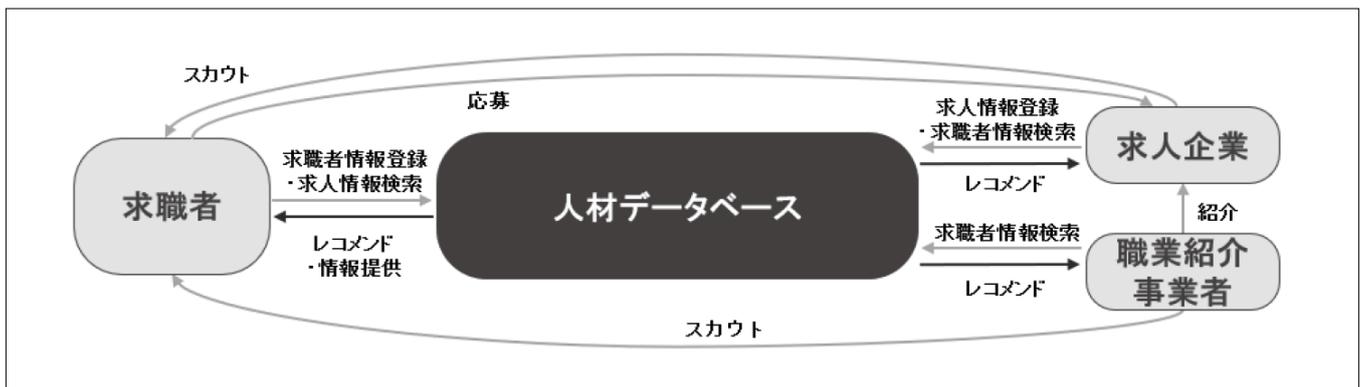
求人条件にマッチする求職者を求人企業にリコメンドすることもある。

求職者の利点:労力をかけずに自分に合った求人を見つけられる。積極的な転職活動をしなくても企業からアプローチを受けられる。

求人者の利点:転職潜在層を含め自社にマッチした求職者に効率的にアプローチできる。

自社の求人が多くの求職者の目に触れる機会を得られる。

課金方法:求人企業や職業紹介事業者から、システム利用料(サービス料)、成功報酬、スカウトメール送信料等を徴収。(参画料、更新料を徴収するところもあり)



(4)「クローリング型人材データベース」(4号事業者 報告数:6サービス)

定義:労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供する事業者。

事業内容:インターネット上に公開されている求職者情報をクローリングして、求人企業や職業紹介事業者に提供する。

求職者の利点:積極的な転職活動をしなくとも企業からアプローチを受けられる。

自分のスキルや志向性を理解・評価した企業からスカウトを受けられる。

求人者の利点:優秀な転職潜在層にアプローチできる。

クローリングで収集された情報をもとに、求職者のスキルや志向性を深く理解できる。



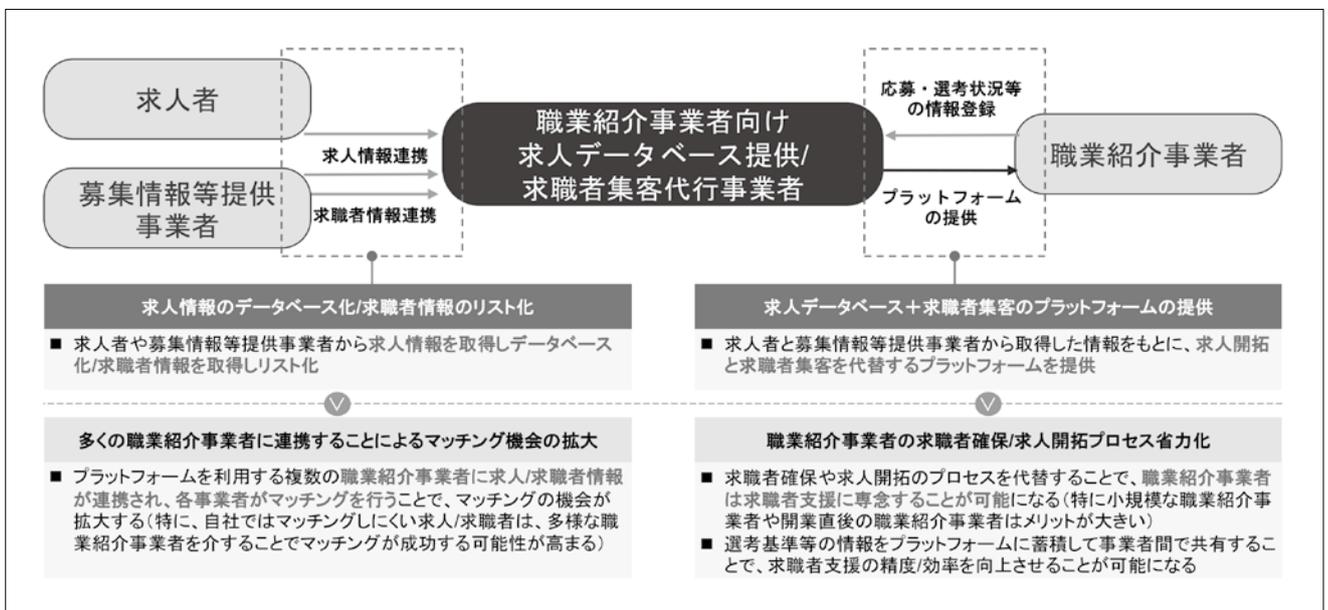
上記の他に、最近は次のような、職業紹介事業者向けに求職者確保の代行サービスを行う事業形態も出てきています。

●職業紹介事業者向け 求人データベース提供・求職者集客代行業業

事業内容: 求人者と募集情報等提供事業者から求人・求職者情報を取得し、プラットフォームとして職業紹介事業者に提供している事業。

求人者・募集情報等提供事業者の利点: 求人者と募集情報等提供事業者は、より多くの職業紹介事業者を介してのマッチング機会を得ることができる。

紹介事業者の利点: 職業紹介事業者は、求職者獲得・求人開拓プロセスを省力化して求職者への支援に専念できる



これまで、主に職業紹介事業に関係の深い事業形態をご紹介しましたが、1号と3号に該当するものが多いようです。また、上記以外にも多様な事業形態が出てきています。

会員の皆さまには、職業紹介事業の特長を活かしながら、上記募集情報等提供事業も活用されることをお勧めします。

「令和6年版労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました

9月6日に、厚生労働省から「令和6年版労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました。

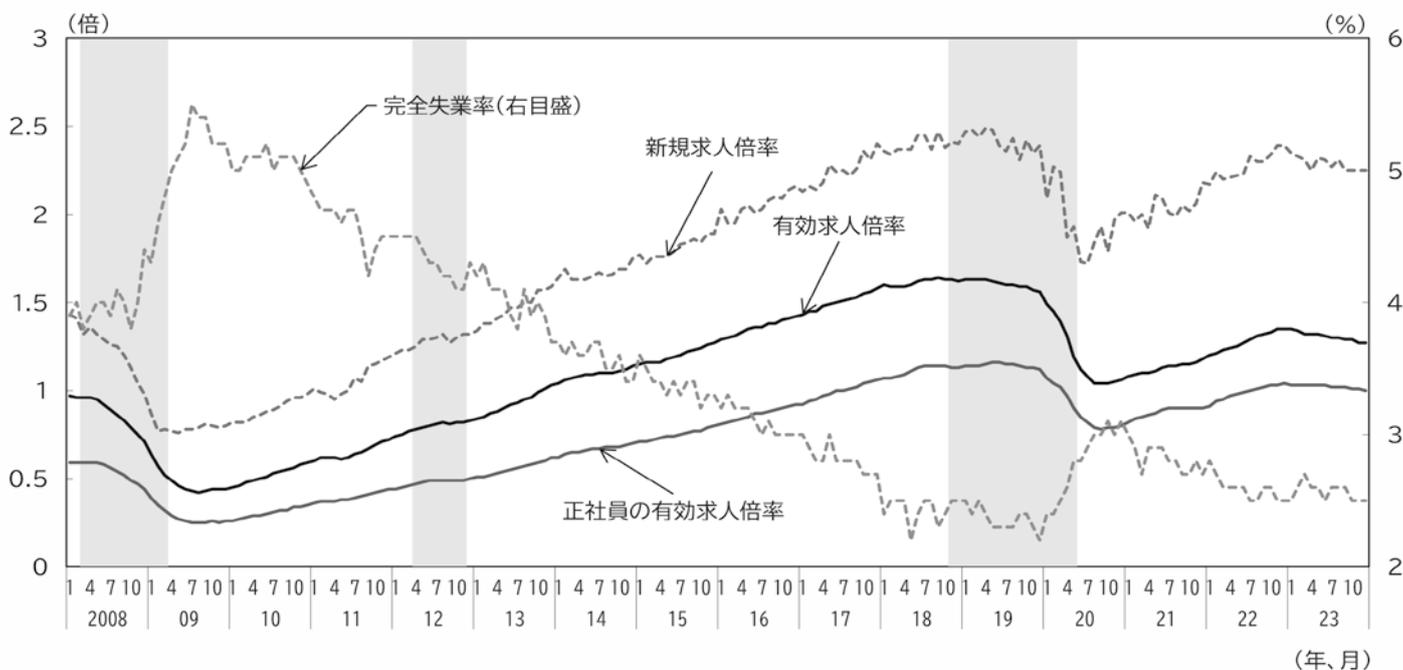
今回のテーマは「**人手不足への対応**」です。

今後も人口減少や高齢化が続くことが見込まれる中、2010年代以降の人手不足は「**長期かつ粘着的**」となっており、さらに、2023年時点で、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業で生じています。今回は、個別分野の状況や対応も含め分析しています。

前半は職業紹介事業に関連した情報を、後半は人手不足に関する情報の概要をご紹介します。(図の番号は「労働経済の分析」に掲載されたものです)。

1. 有効求人倍率と完全失業率の推移 **第1-(2)-1図**

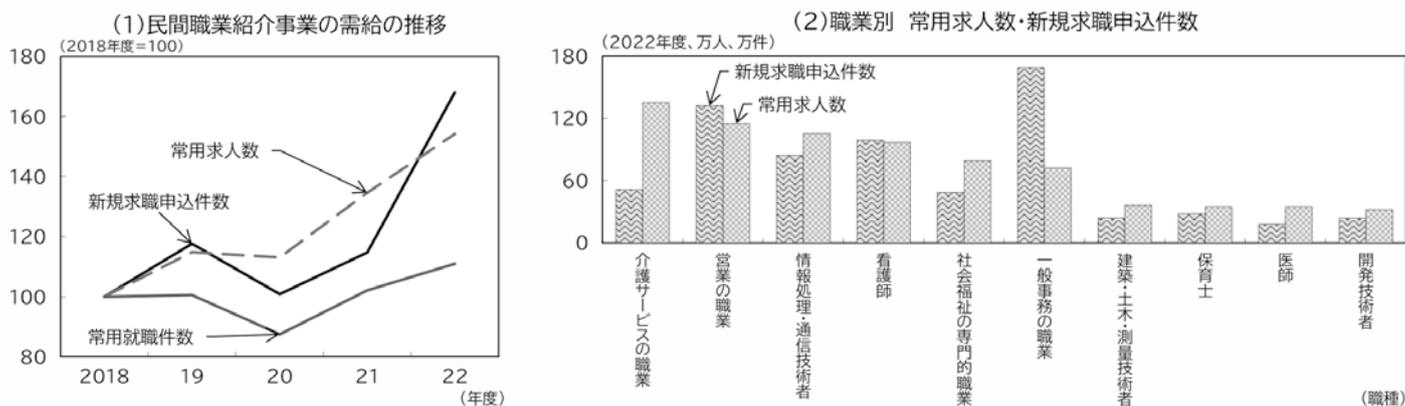
- 2023年の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動き。
- 前年と比較し、2023年の新規求人倍率及び有効求人倍率は僅かに上昇、完全失業率は横ばい。



【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査(基本集計)」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

2. 民間職業紹介事業の状況 **第1-(2)-20図**

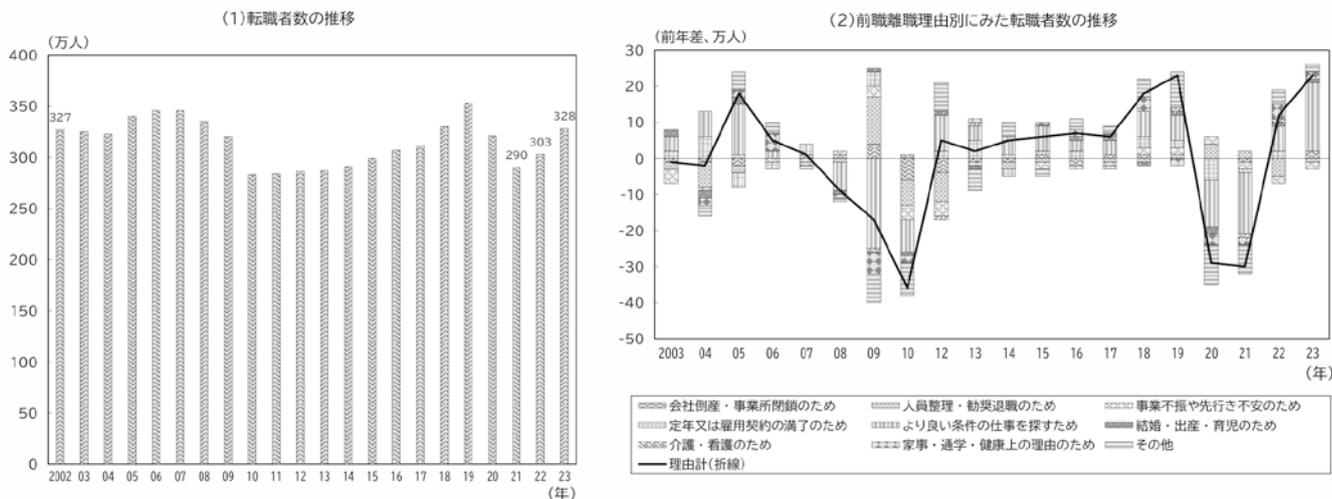
- 民間職業紹介事業における常用求人数及び新規求職申込件数は人手不足を背景に増加傾向。就職件数は、2021年度以降伸びているものの、2018年度と比較すると微増。
- 「**介護サービスの職業**」では求人数が求職者数を上回る一方、「**一般事務の職業**」では求職者数が求人数を上回る。



【資料出所】厚生労働省「職業紹介事業報告の集計結果(速報)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

3. 転職者数の動向 第1-(2)-21図

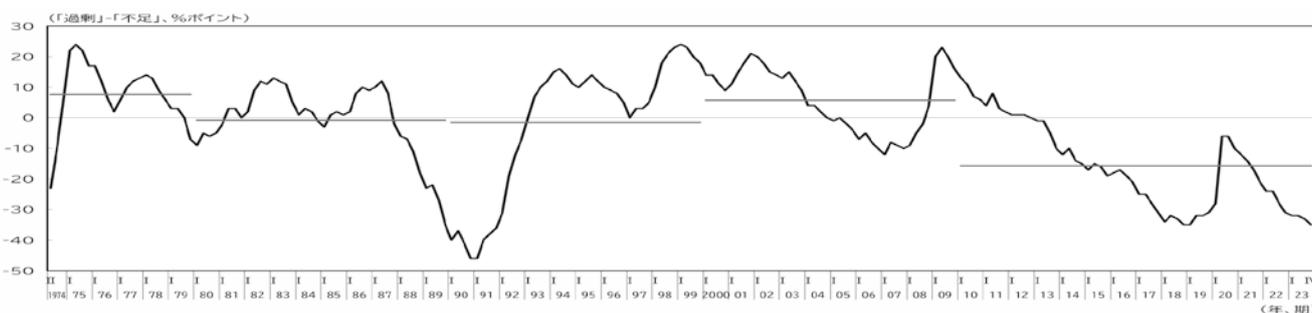
- 2023年の転職者数は、2年連続の増加。
- 前職を離職した理由別前年差をみると「より良い条件の仕事を探すため」が増加に大きく寄与。



【資料出所】総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

4. 雇用人員判断D.Iの推移 第2-(1)-2図

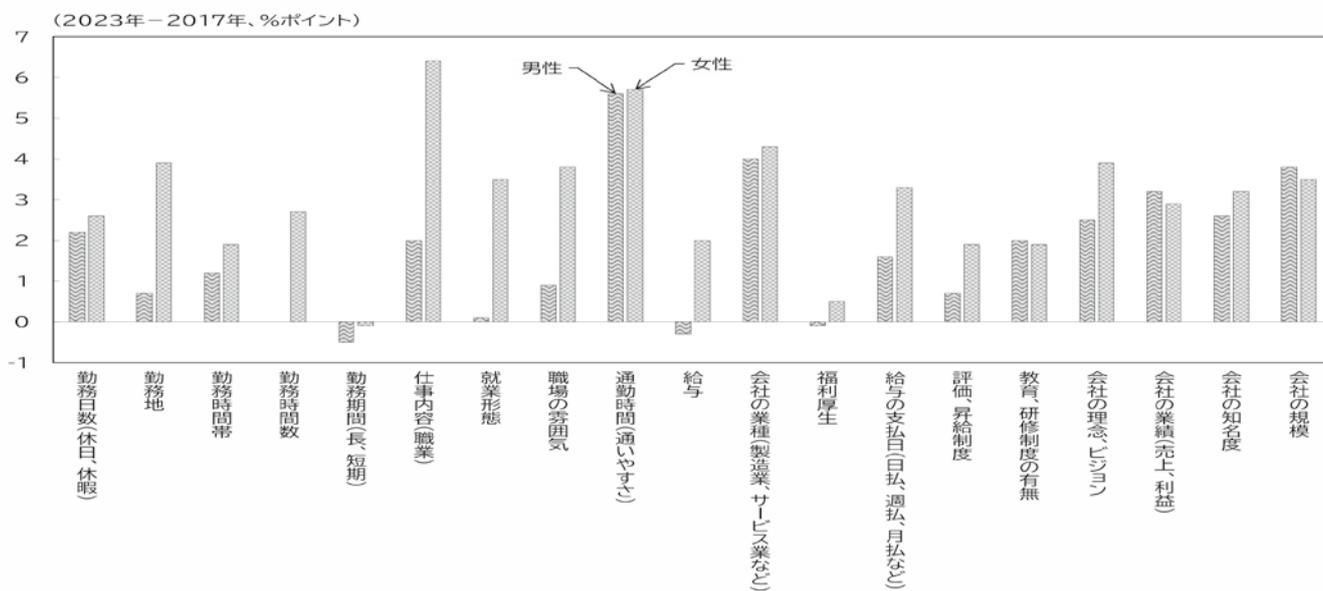
- 1970年代前半、1980年代後半～1990年代前半、2000年代後半、2010年代以降の期間において、雇用人員判断がマイナス。2010年代以降は、長期にわたってマイナス幅が大きい。



【資料出所】日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

5. 求職者の希望する条件の変化 第2-(1)-29図

- 多様な人材が労働参加する中で、求職者が仕事に求める条件が幅広くなっている。
- 男女ともに通勤時間(通いやすさ)や勤務日数(休日、休暇)が大きく増加している。

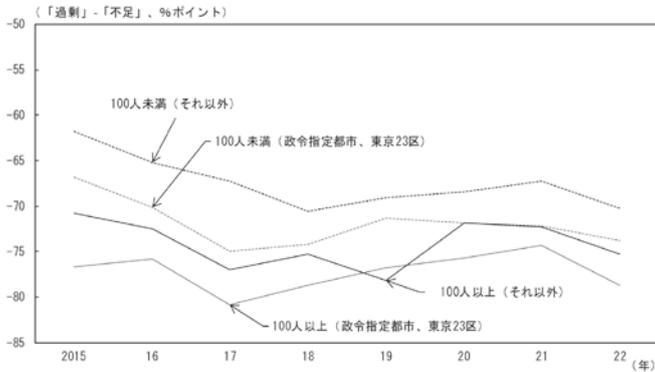


【資料出所】(株)リクルート「求職者の動向・意識調査」(2017, 2023)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

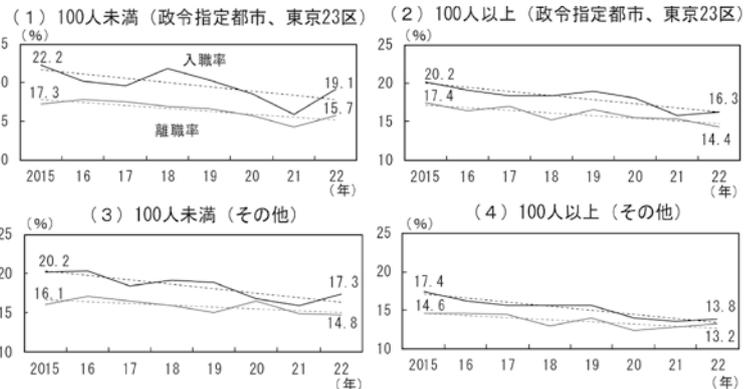
6. 介護分野における人手不足の状況と取組の効果

- 介護分野では、都市部や規模の大きい事業所において人手不足感が強くなっている。
- 入職率は低下傾向で推移しており、人手不足への対応としては、まずは離職率を下げていくことが重要。
- 人手不足の緩和に効果がある取組は、その程度によって違いがあるが、介護事業所の平均的な水準以上の賃金水準の確保、相談支援の整備、定期的な賞与の支給、ICT機器等の導入が重要。

① 介護分野を取り巻く人手不足の状況 第2-(2)-24図



② 介護事業所の入職率・離職率の推移 第2-(2)-26図



【資料出所】(公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」の個票をもとに作成

〈計量分析の結果から言える効果的取組〉

○ 人手が「大いに不足」「不足」している場合に効果的な取組

- ・ 職員の身体的な負担を軽減するような介護福祉機器の導入
※入浴の補助に資するものや、車椅子のまま利用できるリフトや体重計等は特に効果あり。
- ・ 相談体制の整備

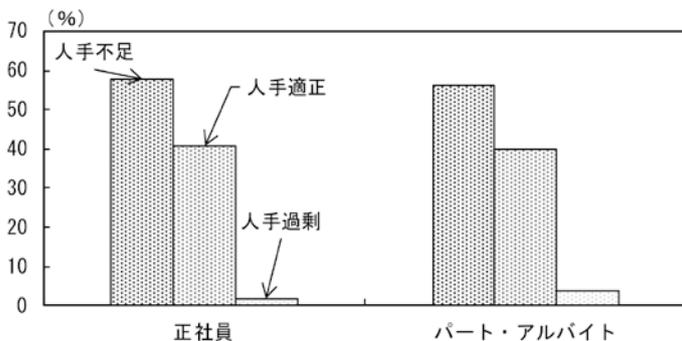
○ 人手が「やや不足」している場合に効果的な取組

- ・ 標準的な介護事業所よりも10%程度高い賃金の支給
- ・ 定期的な賞与の支給
- ・ 事務負担を軽減するようなICT機器等の導入
※給与計算等を一元化するシステムや情報共有システムを活用した他事業所との連携システム等

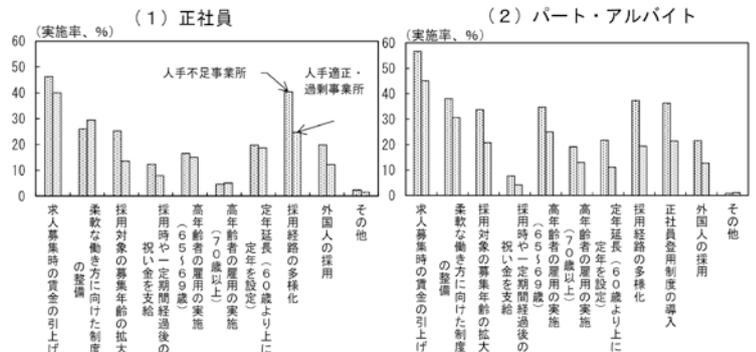
7. 小売・サービス分野における人手不足の状況と取組の効果

- 小売・サービス分野においては、正社員、パート・アルバイトともに、半数以上の事業所が人手不足。
- 人手適正・過剰事業所と人手不足事業所との間では、入職率よりも離職率に差がある。小売・サービス事業所でも、人手不足解消には、労働条件整備に積極的に取り組み、離職を防止することが重要。
- 特に正社員の人手不足に効果的な取組は、一定水準以上の月額賃金の確保、研修や労働環境の整備、給与制度等の労働条件の整備等があげられる。

① 小売・サービス事業所における人員の過不足状況 第2-(2)-30図



③ 小売・サービス事業所の人材確保・採用の取組 第2-(2)-35図



【資料出所】(独)労働政策研究・研修機構「人手不足とその対応に係る調査」(2024年)の個票をもとに作成

〈計量分析の結果から言える効果的取組〉

- 正社員では少なくとも月20万円以上の月額賃金(残業代、ボーナスを除く)であると、人手確保にプラスの効果。
- 賃金等に加え、①事務やバックヤードでの業務負担を軽減する取組、②多様な人材が活躍できる環境の整備、③仕事の内容やスキルを評価して給料に反映させる仕組みの整備が、正社員の人手不足緩和に効果がある可能性。
- 月20時間以上の時間外労働は、人手確保にマイナスの効果。

労働局による職業紹介事業等指導監督状況

令和5年度の東京、大阪及び愛知の各労働局の職業紹介事業等^(注)に対する指導監督状況をまとめると、下記の通りです。

表中の※は、件数を表す

| 労働局 | 指導実施事業所数 (対前年度増減率) | うち正指導を行った事業所数 (対前年度増減率) | 指導内容・内訳 | |
|-----|-----------------------|----------------------------|----------------------------------|--|
| 東京 | 593 (18.5%減) | 716※ (47.6%増) | 帳簿書類の備付け | ・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある |
| | | | 労働条件の明示 | ・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない |
| | | | 職業紹介事業の事業実績等の情報提供 | ・就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していない |
| 大阪 | 916 (43.8%増) | 800※ (28.4%増) | 帳簿の備え付け | ・求人求職管理簿、手数料管理簿の未作成や記載不備 |
| | | | 取扱職種の範囲等の明示 | ・法定項目が明示されていない(手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など) |
| | | | 職業紹介実績等の情報提供 | ・法定事項の情報提供を行っていない |
| 愛知 | 404 (6.7%減) | 160 (11.1%減) | 事業報告等(情報の提供) | ・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない(紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供) |
| | | | 労働条件の明示(求人者からの労働条件明示を受け、求職者への明示) | ・法定項目が明示されていない(残業、休日等) ・労働条件の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む) |
| | | | 取扱職種の範囲等の明示(求人者、求職者への業務の内容の明示) | ・法定項目が明示されていない(苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項) ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む) |
| | | | 有料職業紹介事業の許可 | ・無許可で有料職業紹介事業を実施している |
| | | | 手数料違反 | ・届出制手数料を採用している場合において、手数料表に定めた額以上の手数料を徴収している |

(注)職業紹介事業等:職業紹介事業の他に募集情報等提供事業者及び求人者を含む

令和6年度の3労働局の指導監督方針のポイント(職業紹介事業に関連する事項のみ)

●東京労働局

- ・医療・介護・保育分野をはじめとする職業紹介事業の適正な運営を確保のための指導監督を実施します。
- ・求人メディアに対し、虚偽・誤解のない正確かつ最新の求人情報の提供、個人情報の取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応等のための指導監督を実施します。

●大阪労働局

- ・事業者が労働者派遣法や職業安定法の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、厳正かつ的確な指導監督を行います。

●愛知労働局

- ・令和6年4月1日施行の改正職業安定法施行規則により、求職者等に明示する労働条件内容が追加されたこと等、職業紹介事業に係る制度についてあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っていきます。
- ・医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、令和5年2月から「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を設置しており、丁寧な相談対応に努めるとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は、速やかに指導監督を実施します。

行政処分・指導事例

最近の行政処分事例を以下に掲載します。

1. 事業報告書の提出を怠り職業紹介事業停止命令及び業務改善命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

有料職業紹介事業者 A 社他3社は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間の事業報告について、提出期限を経過しているにもかかわらず、提出せず、職業安定法の規定に違反したため。(職業安定法施行規則第24条の8第1項違反)

2. 出入国管理及び難民認定法違反による、有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の取り消し(厚生労働省)

●処分理由(要旨)

職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する A 社は、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の規定に基づき罰金の刑に処せられ、令和5年7月22日に刑が確定し、労働者派遣法第6条第1号及び職業安定法第32条第1号に規定する欠格条件に該当することとなったため。

3. 無許可で労働者派遣を行った有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

A 社は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けることなく、少なくとも令和2年8月1日から令和3年10月31日までの間、自己の雇用する労働者を延べ861人日に渡り、当該雇用関係の下に B 社に送り出し、B 社の指揮命令下、B 社のために、労働に従事させたものであり、もって業として労働者派遣事業を行い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に違反したため。

4. 違法な労働者供給に係る労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令並びに職業紹介事業停止命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

・職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する A 社は、少なくとも平成30年5月2日から令和元年10月24日の間、B 社との間で、実態は労働者供給であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、B 社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、C 社(供給先)の指揮命令下で業務に従事させており、労働組合以外は認められていない職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)に違反する労働者供給事業を行ったこと。

・また、A 社は、少なくとも平成30年5月18日から令和元年10月24日までの間、D 社(派遣元)との間で、実態は労働者供給であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、D 社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、E 社(供給先)の指揮命令下で業務に従事させており、労働組合以外は認められていない職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)に違反する労働者供給事業を行ったこと。

・A 社は、上記の違法事業を、他にも2件行っていた。

* 同事案のうち、労働者派遣事業のみに関する処分は省略。

地域別最低賃金額が改定されます

令和6年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されます。今年度は大幅な引き上げです。全国加重平均額51円の引き上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降最高額です。

- ◆最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めるもので、全ての労働者とその使用人に適用されます。
- ◆労働者の賃金額が最低賃金を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- ◆派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ◆労使で合意のもと、最低賃金より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされます。

※地域別最低賃金以外にも特定(産業別)最低賃金があります。特定賃金が定められている産業については特定賃金との比較の上金額の高い方を使うことになっています。

※答申された改定額の括弧書きは、令和5年度地域別最低賃金額です。

※発効予定年月日は、都道府県労働局での労使からの異議審査がない場合の最短のものです。

●令和6年度の地域別最低賃金状況

| 都道府県名 | 答申された改定額【円】 (※1) | 引上げ額【円】 | 発効予定年月日 (※2) |
|-------|---------------------|---------|-----------------|
| 北海道 | 1010 (960) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 青森 | 953 (898) | 55 | 2024年 10月 5日 |
| 岩手 | 952 (893) | 59 | 2024年 10月27日 |
| 宮城 | 973 (923) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 秋田 | 951 (897) | 54 | 2024年 10月 1日 |
| 山形 | 955 (900) | 55 | 2024年 10月19日 |
| 福島 | 955 (900) | 55 | 2024年 10月 5日 |
| 茨城 | 1005 (953) | 52 | 2024年 10月 1日 |
| 栃木 | 1004 (954) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 群馬 | 985 (935) | 50 | 2024年 10月 4日 |
| 埼玉 | 1078 (1028) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 千葉 | 1076 (1026) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 東京 | 1163 (1113) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 神奈川 | 1162 (1112) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 新潟 | 985 (931) | 54 | 2024年 10月 1日 |
| 富山 | 998 (948) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 石川 | 984 (933) | 51 | 2024年 10月 5日 |
| 福井 | 984 (931) | 53 | 2024年 10月 5日 |
| 山梨 | 988 (938) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 長野 | 998 (948) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 岐阜 | 1001 (950) | 51 | 2024年 10月 1日 |
| 静岡 | 1034 (984) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 愛知 | 1077 (1027) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 三重 | 1023 (973) | 50 | 2024年 10月 1日 |

| 都道府県名 | 答申された改定額【円】 (※1) | 引上げ額【円】 | 発効予定年月日 (※2) |
|---------|---------------------|---------|-----------------|
| 滋賀 | 1017 (967) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 京都 | 1058 (1008) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 大阪 | 1114 (1064) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 兵庫 | 1052 (1001) | 51 | 2024年 10月 1日 |
| 奈良 | 986 (936) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 和歌山 | 980 (929) | 51 | 2024年 10月 1日 |
| 鳥取 | 957 (900) | 57 | 2024年 10月 5日 |
| 島根 | 962 (904) | 58 | 2024年 10月12日 |
| 岡山 | 982 (932) | 50 | 2024年 10月 2日 |
| 広島 | 1020 (970) | 50 | 2024年 10月 1日 |
| 山口 | 979 (928) | 51 | 2024年 10月 1日 |
| 徳島 | 980 (896) | 84 | 2024年 11月 1日 |
| 香川 | 970 (918) | 52 | 2024年 10月 2日 |
| 愛媛 | 956 (897) | 59 | 2024年 10月13日 |
| 高知 | 952 (897) | 55 | 2024年 10月 9日 |
| 福岡 | 992 (941) | 51 | 2024年 10月 5日 |
| 佐賀 | 956 (900) | 56 | 2024年 10月17日 |
| 長崎 | 953 (898) | 55 | 2024年 10月12日 |
| 熊本 | 952 (898) | 54 | 2024年 10月 5日 |
| 大分 | 954 (899) | 55 | 2024年 10月 5日 |
| 宮崎 | 952 (897) | 55 | 2024年 10月 5日 |
| 鹿児島 | 953 (897) | 56 | 2024年 10月 5日 |
| 沖縄 | 952 (896) | 56 | 2024年 10月 9日 |
| 全国加重平均額 | 1055 (1004) | 51 | - |

※1:括弧内の数字は、改定前の地域別最低賃金額です。

※2:発効予定日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

外国人材の職業紹介事業ガイダンスを実施します

国内での人手不足を受けて、外国人材を求職者とする職業紹介の数は年々増加しています。それに伴い、紹介会社と外国人材や外国の取次機関、さらに求人企業とのトラブルが増えたり、外国人材の定着にあたって様々な問題が発生したりといった課題も多く見られるようになりました。

令和6年度の「職業紹介事業者の適正化推進事業」では、このような課題に対応する力をつけるための「外国人材の職業紹介事業ガイダンス」を実施します。ご都合に合わせて、「会場実施」の回と「オンライン(Zoom)実施」の回をお選びいただけます。講師は、行政書士の先生を中心に、社会保険労務士、職業紹介事業者、外国人支援団体スタッフ等、日頃それぞれの立場で、外国人の相談を多数受けていらっしゃる方ばかりです。お申込みの受付は令和6年10月1日(火)9時から、**参加費は無料**です。皆さまのお申込みをお待ちしております。

1 日程・場所(会場実施《網掛け》) / Zoom実施) ※各日程とも時間は13時～16時45分

| | | | |
|-------|-----|------|---------|
| 11/8 | (金) | 仙台 | 仙台商工会議所 |
| 11/15 | (金) | Zoom | |
| 11/19 | (火) | Zoom | |
| 11/21 | (木) | 東京 | 東京体育館 |
| 11/26 | (火) | Zoom | |
| 12/3 | (火) | 大阪 | エルおおさか |
| 12/10 | (火) | Zoom | |
| 12/13 | (金) | Zoom | |
| 12/16 | (月) | Zoom | |
| 12/18 | (水) | 名古屋 | ウインクあいち |

| | | | |
|------|-----|------|---------|
| 1/7 | (火) | Zoom | |
| 1/14 | (火) | Zoom | |
| 1/21 | (火) | Zoom | |
| 1/27 | (月) | Zoom | |
| 1/29 | (水) | 広島 | 広島国際会議場 |
| 2/4 | (火) | Zoom | |
| 2/6 | (木) | 福岡 | 天神ビル |
| 2/14 | (金) | Zoom | |
| 2/18 | (火) | Zoom | |
| 2/25 | (火) | Zoom | |

2 定員

会場実施、オンライン実施、ともに各回40名(先着順)

3 内容

- 講義① 職業紹介従事者のための入管法等の知識について
- 講義② 外国人材の職業紹介に関する課題把握とその解決について
- 演習 グループディスカッション
テーマ①「在留資格及び入管法等に関するトラブル事例について」
テーマ②「早期離職に関するトラブル事例について」

●講師(ファシリテーター)

行政書士、社会保険労務士、職業紹介事業者、外国人支援団体職員

●その他

- ・参加者にはオリジナルテキスト(冊子)をお渡します。
(なお、テキストの電子データは11月1日以降、民紹協ホームページからダウンロードできます)
- ・講師は日によって変わりますが、いずれの日も2名で担当します。



4 お申込み

下記URL(Google フォーム)からお申込みください

→<https://forms.gle/6sDQhQzRnPiTXLcU8>

※Google フォームをご利用いただけない場合は、担当までお知らせください。

(日高:03-3818-7011)

申込フォーム



キャリアコンサルティングの実態調査(厚労省委託事業) へのご協力をお願い

～アンケート調査に引き続き、ヒアリング調査のご協力もお願いします～

今年度、厚生労働省から受託した「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理」の一環として、9月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の依頼状を、当協会の会員など2,385事業者にお送りいたしました。調査内容は職業紹介の手順、キャリアコンサルティング・キャリア相談の実施回数、活用しているデータ・情報・ツール、キャリアコンサルタント等の資格取得状況や取得促進策などについて、Webサイトからご回答いただきました。お忙しい中、調査にご協力いただいた方には、厚く御礼申し上げます。

また、9月から12月にかけてヒアリング調査を行います。アンケート調査でのご質問を掘り下げる形で、キャリアコンサルティング等によりキャリアチェンジやキャリアアップにつながった事例などありましたら、お聞かせいただければありがたいです。キャリアコンサルティングといいますが、日頃、職業紹介の過程で行っておられる相談全般を指しています。対面またはオンラインのどちらでも対応できますので、お声をかけさせていただいた会員におかれては、ヒアリング調査にご協力をよろしくお願いいたします。

厚生労働省「手数料に関する情報提供事項の追加 (職業安定法施行規則の改正案要綱)」などを 需給制度部会に諮問

厚生労働省は、9月17日、労政審職業安定分科会労働力需給制度部会に以下の事項の諮問などを行いました。これらは「いずれも妥当」とされ、また、職業安定分科会(9月27日)においても「いずれも妥当」とされたので、今後、公布・施行に向けての準備が行われるものと思われます。

1. 金銭等提供・転職勧奨禁止の職業紹介事業許可条件化(業務運営要領改正:令和7年1月1日施行)

違反が継続・反復の場合は許可の取消対象になる。



2. 手数料に関する情報提供事項の追加(省令改正:令和7年4月1日施行)

職種ごとの常用就職に係る平均手数料率の実績を人材サービス総合サイトに開示するよう規定

※各事業者の取扱い上位5職種に限り、年間10件以下の職種は対象外。



3. 募集情報等提供事業に対する金銭等提供の禁止(職業安定法指針改正:令和7年4月1日施行)

違約金規約の明示義務は職業紹介事業者も対象。



〈詳しくは右記QRコードからご参照ください〉



令和6年度第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました

9月10日に、民紹協会議室において標記会議を開催しました。

会合では、会長の挨拶ののち、メンバーから最近の民間職業紹介をめぐる話題である「インターネット等を活用した求職者獲得等について」各企業での取組状況をお話いただき、情報交換が行われました。併せて、9月5日に開催された人材サービス業界団体と厚生労働省との第2回定期会合での民紹協報告を上市専務から行い、また、近年職業紹介事業との連携が進む募集情報等提供事業の全体像や個々の事業形態の特長、活用にあたっての留意点の説明及び「外国人材の職業紹介等に関する動向」にいても情報提供をさせていただきました。今後とも時宜に応じて当会合を開き、情報交換等を行っていく予定です。

■直接会員ネットワーク メンバー

アレクシア株式会社

代表取締役 紺谷 洋樹氏

株式会社エリメントHRC

ディレクター 川口 雅弘氏

株式会社ドットコム・マーケティング

常務取締役 金子 昌氏

株式会社マイスター60

取締役事業部長 柳川 忠興氏
人財開発部長 阿知波 弓子氏

公益財団法人全国民間職業紹介事業協会

専務理事 上市 貞満
総務課長 三上 明道

(7名)

■インターネット等を活用した求職者獲得等について(情報交換)

【(株)ドットコム・マーケティング／金子氏】

本業はホームページ制作やWEBマーケティングを行う会社で、新潟では知名度が高い。今回の情報交換のテーマを提案させていただきました。求職者獲得のマーケティング手法については、本誌「ひと」の前号(2024年夏号)において当社より寄稿いたしました。企業の①信頼性とブランドイメージを強化するために、②最新の求人情報の掲載、③ユーザー体験(UX)をスムーズに行えるよう直観的操作性と分かりやすいメニュー構成、モバイルフレンドリーであること、④検索エンジンの上位に表示されるように適切なキーワードを使用する、求職者の興味を惹く有益なコンテンツを提供することが重要です。

その後、以下のメンバーの情報提供の取りまとめを行いました。特に、バーティカルメディア(ある特定の分野に特化したコンテンツを掲載するメディア)について、求人掲載に強いものとスカウト系に強いものがあるので、そのバランスを考えて外部のサイトを利用することが重要としました。

【(株)エリメントHRC／川口氏】

医薬品／医療機器業界は求人に戻り、異業種からの若手の流入が増えています。医療系は雇用や待遇も安定しており、社会貢献もできるというのが理由。IT系の人材も需要が増えてきています。業界全体としては順調ですが、ここ数年の問題として、MR職を中心として大量の余剰人員が発生していることがあります。特に現役意識があり高収入の世代のMRの受け入れ先を探すのは非常に困難です。

求職者獲得には、外部サイト等の登録者(求職者)に生成AIを活用し、キーワードを盛り込むことによってスカウトメールを出して求職者獲得を図っています。

今回の厚労省との会合での民紹協への提供ペーパーの概要は、当社作成の内容がほぼ使われていますが、これも一部生成AIを活用して作成しました。

【アレクシア(株)／紺谷氏】

私自身は2005年から一貫して外国人の仕事に携わってきました。現在の会社では、海外の大学を卒業した人材を招聘することに特化していましたが、コロナ禍も落ち着き通常の営業活動ができるようになってきています。

特定技能の場合は介護と農業が多く、他は製造や外食になります。全体的に活況になってきた感じがあります。求人獲得にネットは使用していません。求職者等を活用した採用が半分、協力パートナー経由が半分程度です。

【(株)マイスター60／柳川氏・阿知波氏】

1990年設立。30年以上にわたりシニア世代の雇用を創出し社会貢献してきました。様々なバーティカルメディアを利用しています。特にリスティング広告を利用して自社ホームページへと求職者を誘導していますが、なかなか集まらない状況です。コンバージョン(閲覧した人がエントリーしてくれる割合)前年比75%(7月期)。対して求人先は増加傾向にあります。当社は紹介担当者の年齢が高く、シニアがシニアを紹介するという形を取っているため、求職者が安心できる場所が強みです。



■骨太の方針2024において自動化・省力化の取組が促進されているが、足下の求人の動きや貴企業に及ぼす影響(外国人材の活用を含む。)について(情報交換)

今のところ、職業紹介事業として自動化・省力化の影響は感じていないというのが総論でした。

しかしながら将来的になると、メーカーでは、製造、品質管理、サプライチェーンの自動化や最適化に伴い、業務管理人材のリスキリングや能力向上の重要性が増してきます。また、スキルのある人材との置き換えが生じ、単純作業や反復作業の人材の行き場が不安定となる恐れがあります。HR業界では、デジタル化が加速し、AIやロボティクスを活用した採用プロセスの効率化や、従業員の業績管理の高度化が進むことが予想され、HR業界はより戦略的な役割を果たすことが求められ、企業の競争力向上への寄与が期待されます。

また、民紹協から齊藤アドバイザー、日高補佐からそれぞれ募集情報等提供事業の全体像や個々の事業形態の特長、活用にあたっての留意点(P.3～P.8特集)の説明及び外国人材の職業紹介等に関する動向についても情報提供をさせていただきました。

最後に、新たなネットワークメンバー候補者への声掛けについて、引き続き、メンバーや民紹協事務局において継続していきたいので、よろしく願いする旨の発言を三上総務課長から行い、会合を終えました。

第28回職業紹介士(民紹協認定)

職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました



ロールプレイングの実施風景

令和6年5月から7月まで3か月間の通信教育を経て、9月6日(金)から9月8日(日)まで3日間、東京都文京区のLMG東京研修センターにおいて集合教育を開催し、18名の方が受験されました。集合教育の内容は次のとおりです。

講義(8科目):職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解、労働保護法制、職業指導と職業相談、職業紹介と人権、個人情報保護、職業紹介事業制度、職業紹介におけるメンタルヘルス、求人者サービスと求人・求職開拓
実技(2科目):事例研究、ロールプレイング

試験に合格され、新たに職業紹介士の資格認定を受けられた方については、次号で発表いたします。

◆受験者の方々の感想は次のとおりです。※()内は主な取扱職種

- ・自分が所属する業界内での話題ではなく、人材紹介や人材活用という大きなくくりの中で、今後の人材サービスの動向や在り方を考えるきっかけとなりました。(医療系)
- ・出席者それぞれの立場等に違いはあっても人と関わることは同じで、出席者同士で同様の内容で悩んだり喜んだり、解決につながらなくても共有することで安心して前に進めると感じました。(全職種)
- ・ロールプレイングでは色々な人のやり方を見ることが出来るとともに、自分のカウンセリングも客観的に評価してもらえ気を付けなければならないことがわかりました。(全職種)
- ・今回の講習で様々な知識を得ることができ、普段業務でしていることを法律や歴史などから学ぶことにより自分の発する言葉に説得力が増すように思いました。(外国人材)
- ・地域や業種は違っていても職業紹介の基本の考え方は同じで、職業紹介のルールやプロ意識を再確認することができ、良い気づきになれたと感じています。(家政婦(夫))
- ・本講習を通じて、実践的な知識を増やすとともに制度の理解を深めることもできました。他の職員にも受講を勧めたいと思います。また、職員教育や関係機関との関係づくりに活かしたいと思います。(全職種)

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q1

労働契約締結前の労働条件の変更の明示について

紹介所ですが、求人者が面接などの過程で、募集時に明示した労働条件を変更する場合は、求人者が求職者に対して変更内容の明示をしなければならないと聞きました。その場合、紹介所は変更の内容を知らなくてよいのでしょうか。また、変更の明示を行う場合の留意事項がありましたら、ご教示ください。

A1

一般的に、労働条件の明示は、以下の図のように、3つのタイミングで行う必要があります。

図の2にありますように、求職者が面接など労働契約を締結する前に、募集・職業紹介で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者は求職者に対し、変更の内容等を明示しなければなりません(職業安定法第5条の3第3項)。

また、変更の明示に際して、求職者が変更箇所を認識できるように、次の方法によることが望ましいとされています(職業安定法指針第3の2)。

- ①当初の明示と変更内容とを参照することができる書面を交付する方法
- ②変更内容等に下線を引く、もしくは着色する、注記をする方法

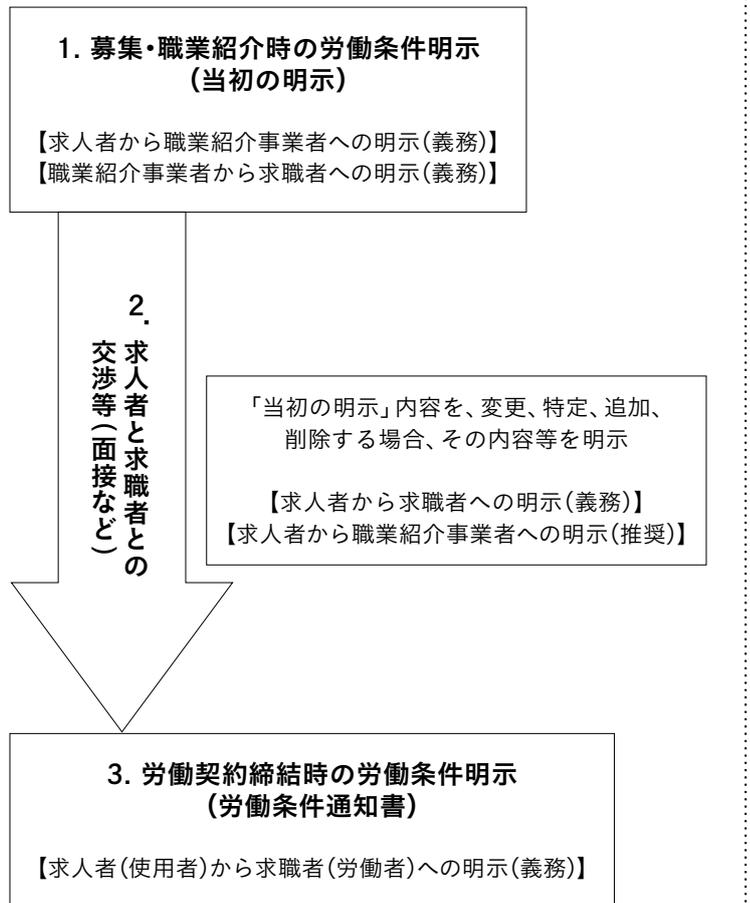
なお、求人者は変更内容を職業紹介事

業者に明示する義務はありませんが、職業紹介事業者も求職者の求職活動をサポートするため変更内容を知っておくことが望ましく、求人者に変更内容を知らせてくれるよう、「人材紹介に関する基本契約書」に盛り込んでおくことをお勧めします。

Q2

令和6年4月施行の「募集時等に明示すべき事項の追加」への対応について

令和6年4月1日施行の職業安定法施行規則の改正により、募集時などに明示すべき事項として、



- ①従事すべき業務の変更の範囲
- ②就業場所の変更の範囲
- ③有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

が追加されました。当紹介所はマネキンの紹介を行っておりますが、業務・就業場所が変更される事例や有期労働契約が更新される事例は、ほとんど見当たりません。このような場合、求人票にはどのように記載すればよいでしょうか。



お尋ねの件については、令和5年12月に厚生労働省から公表された改正職業安定法施行規則のQ&Aが参考になります。

その問1-3に「労働契約の期間内に従事すべき業務及び就業場所の変更が見込まれない職種の募集であっても、「変更の範囲」を明記する必要があるのか」という質問があり、それに対して、「求人の内容(業務など)に鑑み、従事すべき業務や就業場所に変更がない業種・職種・雇用形態であるような場合は、記載する必要はありません」という回答が示されています。

貴紹介所のマネキンについては、従事すべき業

務や就業場所の変更は見込まれないとのことですので、雇入れ日の業務や就業場所を明示すれば足り、「変更の範囲」を明示する必要はありませんが、「変更の範囲:なし」と記載することも考えられます。

また、有期雇用契約を更新する場合の基準については、問1-4の「どの程度の基準を明記する必要があるか」という問に対し、回答は、「「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです」とされています。貴紹介所では、有期労働契約が更新されることはほとんどないようですが、更新される場合に備え、①更新基準や更新上限(労働契約法上、更新の結果通算5年を超えると、無期転換権が発生します。)を求人者の就業規則で定めること、②定めた更新基準等を求人票等に記載することが望まれます。

なお、今般の改正に対応するため、求人票の様式を見直し、変更の範囲や更新基準等を記載するための欄を設け、該当しない場合は、「-」または「該当なし」などと記載することをお勧めします。

「民営職業紹介事業の技法と実務」の改訂版が発刊されます！

「民営職業紹介事業の技法と実務」の改訂版が、10月下旬に発刊されます。

改訂内容は、外国人材では入管法の改正(「技能実習制度の廃止と育成就労制度の創設など」と労働条件の明示方法の変更等の法改正への対応と各種契約書・帳票の改訂をしました。

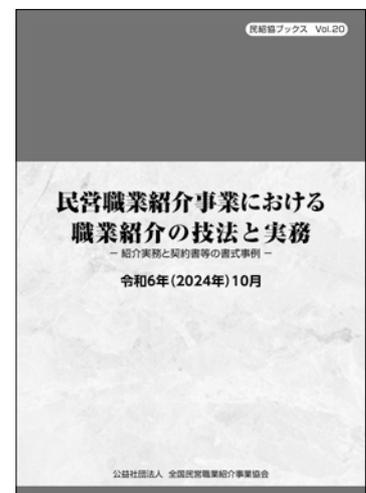
また、次の点を新しく20ページ追加し、全体の編集も統一感を持たせた分かりやすいものとなっております。

ぜひご活用ください。

販売価格 2,000円

「求人・求職者開拓」「オンライン面接の注意点」

「業務管理ソフトの活用」「これから職業紹介事業にとって大切なこと」



人の成長が企業の成長の礎となり、社会に貢献する。

イオンディライトアカデミー株式会社 川上 直樹、北野彩日

滋賀県長浜市

本社(ながはま研修所)

イオンディライトアカデミー株式会社は、「教育事業」をベースに、人材に関するご要望にあわせて最適なプランをご提案する「人材サービス(人材派遣・紹介)事業」を展開しております。

中でも親会社が設備管理や施工管理など、ファシリティマネジメント事業を展開する企業であることから子会社である当社も設備管理や施工管理をメインとした人材派遣・紹介の事業運営をしております。事業所は東京・名古屋・大阪・福岡で展開しており、全国の求人に対応しております。

昨今、社会保険制度の見直しや労働法・派遣法の改正、ならびに将来的には労働人口が減少するという予測もあり、これからの人材市場は大変厳しい状況でございます。

その一方で、仕事を求める人は、それぞれのライフスタイル・ライフステージにマッチした働き方や、自らの能力・スキルを磨き成長できる雇用の機会を求めています。

そのような中、私たち転職アドバイザーが現在起こっている社会問題を理解し、求職者一人ひとりにより良い情報提供やサービス、期待以上の感動を提供するため職業紹介士の資格を取得しました。これからも人手不足の状況が続く中で、イオンディライトアカデミー株式会社が一人でも多くの求職者に末永く続けていくことができる仕事の紹介を行ってまいります。また企業の潜在的な求人ニーズを明らかにし、さまざまなお要望にお応えできるご提案をしてまいります。

イオンディライトアカデミー株式会社

本社所在地:滋賀県長浜市田村町字仙堂前1199

代表者名:代表取締役社長 二宮 大祐

設立:2001年6月11日

従業員数:144名(2024年2月現在)



右から2番目及び3番目が筆者

新規入会事業所紹介

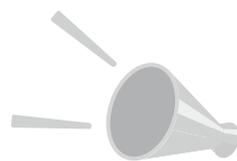
令和6年6月～令和6年9月(9月20日入会まで)

| 事業所名 | 住 所 | ごあいさつ |
|---|--|---|
| アルス土地建物株式会社  外国人雇用 支援の窓口 | 福島県南相馬市 鹿島区鹿島字石川内44 南相馬 0244-26-5378 仙 台 022-797-9792 | 弊社は、建設業・不動産業を母体としつつ、今年5月に就労希望外国人のための職業紹介業・登録支援機関として新たにスタートを切りました。代表が外国人ビザ取得専門の行政書士事務所も運営している関係上、それら結び付けて「外国人雇用支援の窓口」(商標登録申請中)としてワンストップサービスを提供することが可能になりました。少子高齢化・人手不足で悩む事業者様及び日本で就労希望の外国人のために尽力して参りたいと思います。 |
| 株式会社 ヴィレッジ・グローバル  | 神奈川県相模原市 南区松が枝町23-3 TERRA105 042-701-8751 | 弊社は主に外国籍の方の職業紹介に特化しております。人材紹介は3年目ですが2013年にミャンマーに進出した縁でミャンマーの方を多く担当しております。ミャンマーは政治状況も含め困難な時期ではありますが、日本での活躍をサポートすべく奮闘しております。 |
| K職業人材紹介大宮事業所  | 埼玉県さいたま市 大宮区大門町3-191-1 今井ビル502号室 048-782-6379 | 私共は、Kイントロダクションズ株式会社で大宮に有料職業紹介事業としてK職業人材紹介大宮事業所を2024年7月1日開設致しました。今まで職業紹介業に携わったことのないメンバーでのスタートです。現在エーナビシステムと提携している株式会社エクスオード社と7月末からの1年契約を行いました。未だに実績をあげられてません。許可書は国内全域ではございますが、埼玉を中心に求人者及び求職者の間に立ち紹介することでお互いがWin-Winの関係となり私共も地域貢献・社会貢献を行って参りたいと思っております。60才以上の方やシングルマザーなど緊急を要する求職者救護したく会社を設立致しました。弱小企業の故、皆様にご指導ご鞭撻頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。 |
| 株式会社ATLAS EHLE  | 大阪府大阪市浪速区 難波中3-15-11 エール学園1号館5F 06-6647-0028 | 弊社は、外国人就労に特化した人材紹介会社です。現在は「技・人・国」のみの紹介になりますが、登録支援機関の申請中で、今後は特定技能の紹介へも踏み出す予定です。特に、台湾、韓国、ベトナムからの人材紹介を得意としています。外国人雇用が初めてという企業様、日本での就労が初めての外国人に対しても安心して任せいただけるサポートを心がけております。 |

【事業所名のみのご紹介】

| 事業所名 | 住 所 | 電話番号 |
|------------------------------|--|------------------------------|
| 株式会社Payment Business Experts | 東京都渋谷区代々木1-25-5 BIZSMART 代々木314号室 | 03-6868-7985 |
| 株式会社YOKUNARU | 東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビル5F | 03-5875-9016 |
| 朝日新聞販売協同組合 | 東京都中央区築地4-5-14 | 03-3544-1654 |
| アルムナイ株式会社 | 東京都渋谷区渋谷2-24-2 渋谷スクランブルスクエア39F | 03-6670-2316 |
| 株式会社しごと | 東京都港区芝大門2-13-4 芝大門2丁目事務所2F | 03-6452-8030 |
| 株式会社ジョブイントロダクション | 東京都北区中里1-4-6 駒込朝日ビル301 | 03-6872-5372 |
| フリーコンサル株式会社 | 東京都港区東新橋2-7-3 昭和アステック1号館 THEHUB 汐留2F 213号室 | 03-6403-0323 |
| 株式会社たんぼぼ | 埼玉県さいたま市大宮区大門町2-22-1 TAIGAビル7F-D | 048-780-2154 |
| 株式会社リンク | 千葉県松戸市新松戸1-367 新松戸茂野ビル5F | 047-711-5568 |
| ルート株式会社 | 大阪府大阪市北区堂島2-4-27 JRE 堂島タワー18F | 06-6485-7022 |
| 株式会社メディシエアランス | 大阪府大阪市北区天神橋2-3-8 MF 南森町ビル9F | 06-6232-8182 03-3749-0087 |
| 亀谷治夫(賛助会員) | 広島県福山市松永町4-19-33-1406 | 080-8236-4878 |

職業紹介事業実践セミナーのお知らせ



令和6年度下期の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程です。参加をお待ちしています。

〈基本編〉全てオンラインセミナーです。

| セミナー名 | 開催月日 | 講師 | 内容 |
|----------------------------------|------------------------------|---------------------------|--|
| 行政機関による 定期指導・調査の 実務セミナー(*) | 25年1月23日(木) 14:00 - 17:00 | 民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋 | 労働局の定期指導・調査関係への対応に役立ちます。日頃からどのようなことを心掛け、また日々の職業紹介業務をどう進めればよいかの参考になります。 |
| 新・紹介担当者のための 求人票セミナー | 25年2月20日(木) 14:00 - 17:00 | 民紹協職業紹介事業 アドバイザー 市川 雅彦 | 法律とマッチングの観点から求人票作成のポイントを演習を通して学びます。 |
| 職業紹介事業実務 セミナー | 25年3月18日(火) 14:00 - 17:00 | 民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司 | 職業紹介の実務にポイントを絞ったセミナーで、職業紹介責任者講習をさらに掘り下げ、4月以降の法令等の改正点もご説明します。 |

上記以外に「労働基準法セミナー」が、日程調整中です。

*受講料: 会員4,000円、非会員6,000円(*は別途430円の資料送付代がかかります)



〈応用編〉全てオンラインセミナーです。

| セミナー名 | 開催日時 | 講師 | 内容 |
|---------------------------------|--|--|--|
| 外国人材の 職業紹介セミナー | ①24年10月23日(水) ②25年3月11日(火) 13:00 - 17:00 | 民紹協アドバイザー 外国人材紹介行政書士 外国人材紹介コンサルタント | 外国人材紹介に関する全体像、法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。新制度育成就労の情報もお話します。 |
| 求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップ セミナー | ①24年11月15日(金) ②25年2月6日(木) 9:30 - 17:00 | 民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司 | 求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。ワークショップ型のセミナーです。 |
| 外国人材の定着を 高めるセミナー | 24年12月13日(金) 14:00 - 17:00 | Jコンサルティング 代表取締役社長 高橋 啓介氏 | 外国人材を紹介するだけでなく、求人者に定着を高めるための方法をアドバイスすることも大切です。 |
| よくわかる ホワイトカラーの 職業紹介実務 | 25年3月13日(木) 13:00 - 17:00 | 民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋 | ホワイトカラーの職業紹介実務の進め方(求人開拓・求職者開拓)について、経験5年くらいまでの方向きです。 |

*受講料: 半日セミナー: 会員6,000円、非会員8,000円 1日セミナー: 会員8,000円、非会員10,000円
半日3時間セミナー: 会員5,000円、非会員7,000円



「第3回名刺交換会」(参加費無料)を開催します

会員の皆さまの交流を深め、事業連携等のきっかけづくりのために、「名刺交換会」を開催します。コロナ下では、対面の交流がなかなかできませんでしたが、やはり対面での交流はオンラインではできない深い関係づくりが期待できます。ぜひご参加ください。



日時: 令和6年12月上旬14:30~16:30(日程確定次第お知らせします)
会場: 文京シビックセンター内会議室
対象: 当協会会員の皆さま 定員30名(先着順)1社2名まで
内容: 自己紹介、グループを変えての意見交換等を実施します
お問合せ先: 齊藤・日高 03-3818-7011

令和7年新春講演会・賀詞交歓会日程

令和7年の新春講演会・賀詞交歓会の日程をお知らせします。

東京会場: 令和7年1月17日(金)15時~ 浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス
(内容)新春講演会(厚生労働省)
賀詞交歓会
大阪会場: 令和7年1月24日(金)15時~ KKRホテル大阪
(内容)東京と同内容(講演会は大阪労働局)

編集 後記

9月17日の労働政策審議会需給制度部会で、これまで職業安定法指針に規定されてきた求職者へのお祝い金などの金銭等の提供禁止および就職後2年間の転職勧奨禁止について、令和7年1月1日から職業紹介事業の許可条件とする旨の説明がありました。「職業紹介事業の業務運営要領」の改正で対応することです。

指導監督にもかかわらず、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になります。こうした措置の背景には、職業安定法指針で禁止されているにもかかわらず、面接実施時に電子ギフトカード(数千円)を支給したり、知人を紹介した人、紹介されて求職登録した人それぞれに対して旅行券(数万円)や電子ギフトカード(数千円)を支給したりする事例があり、より強い措置を求める意見があります。

今般追加される許可条件については、令和7年1月1日以降の新規許可や更新から順次付されていきますが、しばらく更新時期が到来しない紹介所も注意が必要です。お手元の許可条件通知書には、金銭等の提供禁止および就職後2年間の転職勧奨禁止が付されていない場合でも、そうした禁止事項に違反した場合は、労働局から指導を受け、併せてこれらの許可条件が付されることになります。違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になります。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.193 秋号

令和6年10月8日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011(代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

講習案内 職業紹介責任者講習日程

令和6年10月～令和6年12月 お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和6年9月現在】

| 開催日 | 曜日 | 開催地 | 会場 | 定員 |
|-------------|----|-----------|-------------------------------------|----|
| 令和6年 10月28日 | 月 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 10月30日 | 水 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 11月1日 | 金 | 大阪府(大阪市) | ホテルアウイーナ大阪 3F「信貴」 | 64 |
| 〃 11月6日 | 水 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 11月8日 | 金 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 11月12日 | 火 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 11月14日 | 木 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 11月18日 | 月 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 11月20日 | 水 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 11月22日 | 金 | 神奈川県(横浜市) | 神奈川産業振興センター 神奈川中小企業センタービル13階「第2会議室」 | 60 |
| 〃 11月26日 | 火 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 11月28日 | 木 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月3日 | 火 | 大阪府(大阪市) | ホテルアウイーナ大阪 3F「信貴」 | 64 |
| 〃 12月4日 | 水 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月6日 | 金 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月9日 | 月 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 12月11日 | 水 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月13日 | 金 | 愛知県(名古屋市) | ウイंकあいち 12F「1201号室」 | 66 |
| 〃 12月16日 | 月 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 12月18日 | 水 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月20日 | 金 | オンライン開催 | | 60 |
| 〃 12月23日 | 月 | 東京都(千代田区) | 連合会館 2F「201会議室」 | 60 |
| 〃 12月25日 | 水 | オンライン開催 | | 60 |

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<https://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和6年6月、7月、8月の有効求人倍率(季節調整値)は1.23倍、1.24倍、1.23倍とやや下がり気味です。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.5%、2.7%、2.5%と前期よりやや低めでした。9月の日銀短観による業況判断では、6月の前期より2ポイント上がりましたが、先行きはさらに3ポイント低下しています。また、雇用判断は1ポイント下がり-36ポイントでしたが、先行きは更に4ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。

| 新規許可事業所 | 令和6年4月 | 令和6年5月 | 令和6年6月 | 令和6年7月 | 令和6年8月 | 令和6年9月 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有料職業紹介事業所 | 255 | 261 | 254 | 283 | 262 | 247 |
| 無料職業紹介事業所 | 4 | 10 | 2 | 2 | 5 | 3 |

| 雇用・失業情勢関連指数 | | 令和6年3月 | 令和6年4月 | 令和6年5月 | 令和6年6月 | 令和6年7月 | 令和6年8月 |
|-------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 雇用者数※ | 実数(万人) | 6080 | 6087 | 6096 | 6139 | 6113 | 6140 |
| 完全失業者数※ | 実数(万人) | 185 | 193 | 193 | 181 | 188 | 175 |
| 完全失業率※ | (季節調整値、%) | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 2.5 | 2.7 | 2.5 |
| 有効 | 求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%) | 251 (▲4.4) | 240 (▲3.6) | 236 (▲3.0) | 234 (▲4.4) | 237 (▲2.5) | 234 (▲0.8) |
| | 求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%) | 194 (0.1) | 203 (1.7) | 207 (2.4) | 202 (1.4) | 196 (2.2) | 191 (▲0.3) |
| | 求人倍率(季節調整値、倍) | 1.28 | 1.26 | 1.24 | 1.23 | 1.24 | 1.23 |

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

求職者獲得・求人管理の課題をまとめて解決!

人材紹介業専門 WEBサイトパッケージ

ジョブカム
Collect Auto Marketing

月間
平均 **40** 名の
求職者登録実績!

初期費用0円~!

低コストでスタート可能

強力なSEO効果!

Google検索で上位表示対策済の
貴社専用サイトをご用意

エンジニアは不要!

アルバイトでも
更新・管理可能

運用労力を軽減!

クライアント&求人管理システム搭載
専用システムで脱Excelを実現

.com
Dotcom Marketing

株式会社ドットコム・マーケティング

職業紹介事業 許可・届出受理番号 15-コ-300096
労働者派遣事業 許可・届出受理番号 派 15-300424

詳しくは

<https://job-cam.com>



導入実績2,000社のパイオニア



ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

2023年2月
「PORTERS Mobile
(携帯版)」
リリース!



「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

- 求人、求職者データ、選考データ管理機能 ● 自動マッチング機能 ● KPI、プロセス管理機能
- メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
- 事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

- 求人媒体からの求職者自動取込 ● LINE/SMS連携
- 面談日程自動調整 ● 自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円(税込)~

30日間の無料トライアル実施中!

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから



03-6432-9829



sales@porters.jp



https://hrbc.porters.jp/



porters

ポーターズ株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階

